



最高裁の上告棄却を 受けて本庁側は統理に 総長の指名を要求 判決の趣旨を完全に 逸脱した行為を許すな

はじめに

芦原理事が神社本庁を提訴してゐた総長選任をめぐる裁判は、今月二日に最高裁は上告を棄却し、芦原氏が代表役員の地位に就任してゐないとの判決が確定しました。残念な結果でしたが、最高裁の決定は本会としても厳粛に受け止めねばならないと考へる所存です。本会の趣旨に賛同、ご支援下さつてをります皆様には、どうかご理解賜りますやうお願い申し上げます。

しかしながら前号に掲載した最高裁の決定に対する本会の見解の通り、上告棄却によつて、統理から総長の指名を受けた芦原氏が代表役員総長であるとの

請求は斥けられたものの、それにより芦原氏が総長でないことが確定しただけで、統理から総長の指名を受けてゐない田中氏が正式な総長であることを司法機関が認定した訳ではありません。田中氏が代表役員としての総長の地位に、引き続き「なほ在任」してゐた判決確定前の状況は、今も全く変わりません。神社本庁側はこれまでも判決の度に、鷹司統理は田中氏を総長に指名すべきと主張してきましたが、一審判決も二審判決も、田中氏が総長であるとも、役員会の議決によつて統理の指名が拘束されるとも、一言も判示してゐません。最高裁の上告棄却により高裁判決が確定しましたが、庁規第十二条の「役員会の議を経て」は、「役員会の議決」を意味するとの神社本庁の主張を認めて、代表役員総長は、役員会の議決と統理の指名によつて選

任されることが判示されたのであつて、統理は役員会の議決に基づいて総長を指名しなければならぬなどとは、何処にも示してゐません。

ところが神社本庁側は十月八日付で「芦原理事による代表役員の地位確認請求訴訟最高裁判決について」と題する荒井総務部長名による文書を各神社庁に通知して、「役員会が総長を實質的に決定する」「統理の指名という行為も、實質的には役員会の判断で行われる」と示されたことから、「実質的に新たな総長は既に田中総長に決定」されてゐるとし、「役員会の判断に基づいて田中総長の指名が為される」などと、判決の趣旨を逸脱して統理の指名権を否定する暴挙に及んできました。

また、同通知では芦原理事の登記申請についても、「神社本庁の事務運営に大きな混乱を齎

し、経済的損失を与へた」として、「民事上の責任及び道義的責任は免れない」などと主張してゐます。しかし、令和四年四月に、稲、瀬尾両参事が提訴した地位確認訴訟に最高裁で全面敗訴した際には、「背任は証明されなかつた」と強弁して責任を放棄した田中氏側の対応を振り返ると、とても同じ職員による言動とは思へません。

さらに同通知は、一連の裁判の組織的な検証も経ないまま、一方の当事者である「神社本庁代理人弁護士 小川尚史」名の「総長問題に関する判決確定についてのご説明」と題する四頁の解説文を添付し、判決確定により、「10名の呼びかけ世話人をはじめとする花菖蒲ノ會の關係者らは、神社界に深刻な対立と混乱をもたらした責任を厳しく問はれる」ことになると、訴訟代理人の立場を逸脱した主張まで行つてゐます。

脅しともとれる内容ですが、評議員会を前に、止むことの無い評議員各位の疑問を封じようと、必死なのもしれませぬ。

芦原氏による代表役員の登記申請は、総長の指名を受けたにも拘らず、事務局が統理の命(鷹司統理が各職員に「指示書」を交付)に従はず、芦原氏の代表役員就任手続きをサポート・ジュシたことによる正当な行為でした。

判決の結果は厳粛に受け止めるものですが、統理の指名が効力を持つには、役員会の議決が必要としただけで、統理の総長指名が議決に拘束されることはありません。評議員会の下部組織に過ぎない役員会が勝手に総長を決め、宗教団体神社本庁の長である統理に対し、「これに従へ」などと要求するのは、まさに無礼な話です。ましてや、職員や代理人の弁護士が、判決の趣旨を超えて、統理に総長の指名を迫るなど、本庁組織の根幹を揺るがす行為です。

今号では、荒井総務部長通知が添付した小川弁護士の説明文書から、特に問題のある部分を引用して反論を提示するとともに、改めて統理が田中氏を総長に指名しない理由について、本会の認識を述べることとします。
※以下、引用した説明文は色付き。

小川弁護士解説文(主要部分)に対する本会の見解と反論

1. 総長選任問題が発生した経緯 (略)

2. 判決確定の意義と帰結

(一部引用・波線は本会)

(1) 総長の決定権は役員会にあり、統理には決定権も拒否権もないことがあきらかとなった

代表役員総長の選任方法を定めた庁規12条2項の解釈については、一審及び控訴審判決による「役員会が総長を実質的に決定する」、「統理の指名という行為も、実質的には役員会の判断で行われる」といふ司法判断が確定したことになります。これは、総長の決定権は役員会にあり、統理には決定権も拒否権もないことを意味してゐます。日本国憲法6条1項に定められた天皇による内閣総理大臣の任命について、国会の指名通りに任命しなければならず、天皇に裁量の余地はないと理解されますが、これと同様であると考へられます。

令和4年6月23日に役員会の多数が田中総長の再任に賛成して議決がなされたため、新たな総長は既に田中総長に実質的に決定されてゐることになります。統理には決定権も拒否権もありませんから、鷹司統理はこのやうな「役員会の判断」に基づいて田中総長を指名しなければならず、役員会の判断に従はないことは許されません。 今般の判決確定にもかかわらず、田中総長の指名を行はなければ、司法判断に反する行為となつてしまいます。

繰り返しますが、判決は「統理に総長の決定権も拒否権もない」などは示してゐません。

「実質的に決定する」の意味は、神社本庁の最高議決機関である評議員会で推戴される統理と、評議員会で選任される理事からなる役員会の意思とが相反することは、実質的にあり得ないことを前提として、役員会の議決があつて統理の総長指名が効力を持つといふ判断のもとに、「実質的に決定する」としたも

ので、統理の指名は形式に過ぎないと判断したわけではありません。

なほ、小川弁護士は、憲法で定める天皇の国事行為としての内閣総理大臣の「任命」を引き合ひにして、「同様である」としてゐますが、日本国憲法のもとで「象徴」とされ、国政に関する権能を持たないとされる天皇による首相の「任命」と、神社本庁憲章のもとで神社本庁を総理し代表する神社本庁統理による代表役員総長の「指名」とは、全く意味合ひの異なることは言ふまでもないことです。

(2) 芦原理事や協力者らの責任が問はれることとなる (一部引用)

「代表役員の変更登記申請が根拠のない行為であった」

「刑事罰(刑法157条・公正証書原本不実記載罪)に問はれる可能性」

「民事上の責任及び道義的責任は免れません。」

原文が強調してゐる部分のみ引用しましたが、令和四年六月の芦原理事による登記申請は、

統理が事務方に「指示書」を交付して芦原総長就任に伴ふ諸手続きを促したにも関はらず、荒井総務部長が役員会の議決が必要と主張して統理の命に従はなかつた為に、代表役員変更手続きは二週間以内とする宗教法人法の定めに従つて、行つたものです。議決が必要であるとの判決が確定したことは重く受け止めるものですが、当時はそのような司法判断は存在せず、「根拠のない行為」などではありません。

また、本件裁判について神社本庁としての組織的な検証もなされてゐない段階で、代理人の小川弁護士が関係者の刑事罰や民事上の責任について言及することは越権行為であり、それを許容し、神社本庁に通知した本庁執行部の見識を疑はざるを得ません。かうした脅しともとれる主張に対し、本会は遺憾の意を表するものです。

3. 「判決が確定しても鷹司統理は田中総長を指名する必要はない」といふのは誤り（一部引用）

(1) 庁規12条2項の解釈は司法判断に拘束される

鷹司統理自身も裁判所に提出された陳述書の中で「裁判所の判断は尊重すべき」、「神道人たるもの最低限法律は絶対に守らなければならないと考えており」と述べられ、また、役員会でも「地裁は最終決定ではない」と述べられてをり、司法判断に制約されることは当然の前提として理解されてゐるはずです。（略）これを正しく理解されれば、田中総長の指名を拒むことは考へられませんか。

これは五月評議員会での鷹司統理の挨拶文にあつた、「統理としての判断は、司法判断の制約を受けない宗教団体としての代表者としてのものである」について言及したのですが、これについて小川弁護士は、「宗教団体であれ宗教法人であれ法令や裁判所の判断に拘束され、従ふべきことは当然」と批判してゐます。統理挨拶の趣旨は、宗教団体には祭祀や信仰に関する事柄など、司法がその内実につ

いてまで判断出来ない分野が厳として存在することを示したものと理解しますが、この表現だけが独り歩きし、誤解を招いてゐるやうです。

しかし、そのことと、統理の総長指名権とは、全く別個の問題です。判決は、「総長の選任には役員会の議決を要する」と言つてゐるだけで、「統理の総長指名は役員会の議決に基づくかなければならない」との趣旨のことは、一言も述べてゐません。そもそも、役員会が議決した総長候補が統理の意に反する者であつた場合、神社本庁の代表である統理には、その候補者を総長に指名する義務はありません。さうでなければ、宗教団体の代表である統理と、宗教法人の代表である総長が一体となつて、総長が「統理の命を受けて庁務を総管」（神社本庁役員その他の機関に関する規程四条一項）することなど、できるはずありません。

(2) 花菖蒲ノ會のコメントは誤り

なほ、田中総長の指名は鷹司

統理の行為であるにもかかはらず、最高裁決定直後の段階で花菖蒲ノ會が「統理は田中氏を総長に指名しないのであり、今後も田中氏が総長に選任されることはない」などと断定的に述べてゐるのも非常に不可解です。司法判断の意義や帰結を誤つて伝へ、結果として司法判断に反する行動をとるやう鷹司統理に促してゐるとすれば悪質な行為です。「鷹司統理をお支えする」といふのであれば、これまでの主張の誤りを率直に認めて謝罪するとともに、鷹司統理による田中総長の指名を促すのが本来の対応であるはずです。最高裁決定後の上記コメント等の対応からすれば、「鷹司統理をお支えする」などと標榜しながら、実際には統理を利用してゐると言はざるを得ませんし、結果として鷹司統理の権威を傷つけることになるのであり、花菖蒲ノ會なる組織の眞の姿がより明らかになつたと言へます。

鷹司統理は就任以来、神社界の健全化を願ひ、神社本庁の正常化のために尽力してこられま

した。そのお姿を拝してきた我々にとつて、鷹司統理が田中氏を総長に指名するなどといふことは、全くあり得ないことであると考へてゐます。その理由については、本会報において幾度となく述べてきた通りですが、最後に改めて概略を記しておきます。具体的には会報第十九号（令和五年十月十五日）で詳述しましたので、ご覧下さい。

○平成二十八年に発覚した百合丘職舎の売却をめぐる疑惑と、それに伴ふ職員の懲戒処分、及び職員が起こした懲戒処分の無効求める裁判を通して、現執行部および神道政治連盟の打田会長が関与した数々の不正行為が明らかとなつたこと。

○同裁判は神社本庁の全面敗訴で終結したにも関わらず、田中総長以下の執行部は、統理の命に反し、総括や謝罪を一切行はず、責任もとらない組織としてあり得ない状況を継続したこと。

このやうな状況において、社界の健全化、神社本庁の正常化を希求されてゐる鷹司統理が、田中氏を総長に指名することはあり得ないと確信してゐます。

をはりに

○問題の本質はどこにあるか

総務部長名通知や、小川弁護士の説明には、「神社本庁憲章」のことが全く出てきません。現本庁執行部においては、憲章があつて無きものであり、憲章が「神社本庁を総理し、これを代表する」と定めた統理の権能も、法人規程である「庁規」のもとに押し込め、代表役員を中心に組織を運営してゆくことを目指してゐるのかもしれないが、明らかかな憲章違反の行為です。小川弁護士作成の説明文書の最後に、「本件の経緯」として、令和四年五月二十八日から今月の最高裁決定に至るまでの出来事が記載されてゐますが、その中には、令和四年六月十四日付で鷹司統理が、菅原氏を総長に、西高辻氏を副総長に指名したことを踏まへ、今後の業務執行のあり方について促す「指示書」を全職員に配布したことの記載がありません。しかし、荒井総務部長他が統理の指示に従はなかつたことが、今日の事態を招いた根本原因とも言へるのです。

○問題を自ら拡大させた執行部

「統理が田中氏を総長に指名しない理由」で示した通り、一連の騒動は、平成二十八年に疑惑が発覚した百合丘職舎売却問題に始まります。その時点で職舎売却の経緯を適切に調査し、必要な関係者の処分と総括を行つてゐれば、その時点で問題は収まつた可能性があります。しかし、名ばかりの調査委員会を設置して、違法行為はなかつたとの結論を引き出し、それを根拠に、告発文書を作成して内部通報に踏み切つた職員を処分したことから、問題は益々拡大してゆくこととなつたのです。一連の疑惑について、その真相が明らかにならなければ、問題が解決することは有り得ません。

兵庫県の告発文書を巡る問題では、斎藤知事が不信任決議を受けて失職し、出直し知事選が行はれる展開となりました。それに先立ち、先月五日に開催された同県議会の百条委員会や、参考人として発言した公益通報問題の専門家である上智大学の奥山俊宏教授は、斎藤知事が告発文書に対し初動の段階で事実

無根と弾劾、犯人探しまで指示して告発者を懲戒処分につし、記者会見で告発文書は嘘八百と発言したことに対し、「知事の初動は危機管理の視点で全くの逆効果で、火のないところにわざわざ火をつけたやうなもの」であり、「告発文書の存在を世の中に知らしめたのは、斎藤知事その人だ」と断じました。

神社本庁の一連の問題も兵庫県と同様、執行部が疑惑の隠ぺいを図つたことで逆に火がつき、拡大していったものです。職舎売却をはじめとする一連の疑惑について、誰もが納得する総括と反省がなされない限り、問題解決は程遠いと言へます。○鷹司統理の正常化への決意と尽力に関係者が応へるとき

鷹司統理が、田中総長以下、主要な役員からの有り得ない振る舞ひを受けながら、只管、敬神尊皇のまごころのもとに、社界の健全化のために筋を通されてゐることの真意を拝察申し上げつつ、神社本庁の正常化に向けて、ご関係の皆様方に対し、一層の奮起をお願いするものです。